（参考様式）

岩手県指令　広　第　号

住　　　所

法人又は氏名

　　年　月　日付け　第　号で申請のあった施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「県補助金規則」という。）第５条の規定により、次の条件を付けて補助金　円を交付することと決定したので、県補助金規則第７条の規定により通知します。

　　　年　月　日

　広域振興局長　　氏　　名　　　印

記

１　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び経費の配分は、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。

２　補助事業者は、施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金交付要綱（令和４年７月12日付け農園第186号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。

３　補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

４　補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、県からの補助金の終局受領者（以下「終局受領者」という。）が、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。

(1)　補助事業者は、補助金請求を行うに当たって、終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。

(2)　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により終局受領者について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別紙様式第１号）により速やかに　広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

５　補助事業者は、県補助金規則第９条第１項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、　広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると　広域振興局長が認めるときは、この限りでない。

６　補助事業者は、この補助金の全部又は一部を終局受領者に交付する場合には、当該交付決定に際して前記２から５までに付けた条件と同一の条件を付さなければならない。

別紙様式第１号

第　　　号

　年　月　日

広域振興局長　様

市町村長　氏　　　名

消費税等仕入控除税額報告書

年　月　日付け岩手県指令　広　第　号で補助金の交付の決定のあった施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金について、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　　金　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

注　事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。